

Topics | トピックス

- ◆ 社会保障審議会年金部会が次期年金制度改正の「議論の整理」をまとめる
- ◆ 2025年1月6日から「オンライン事業所年金情報サービス」の利用者が拡大
- ◆ 厚労省の年金広報活動が「ISSA Good Practice Award Asia and the Pacific 2024」の特別優秀賞等を受賞
- ◆ 2024年10月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.2%

◆ 社会保障審議会年金部会が次期年金制度改正の「議論の整理」をまとめる

厚生労働省は、昨年12月24日に社会保障審議会年金部会（以下、年金部会）を開催した。部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授。「議論の整理（案）」を検討し、25日に「議論の整理」をまとめ公表した。

厚生労働省は、この「議論の整理」にもとづき次期年金制度改正法案をとりまとめ、2025年の通常国会に改正法案を提出することとしている。主な議論は次のとおり。

◎ 社会保障審議会年金部会における議論の整理

【被用者保険の適用拡大及び第3号被保険者を念頭に置いた いわゆる「年収の壁」への対応】

< 短時間労働者及び個人事業所の被用者保険の適用範囲の拡大 >

● 労働時間要件について

今回の改正案においては見直さない。

（理由）

- ・適用の対象者の拡大によって保険料や事務負担の増加するため、事業所への影響が大きい。
- ・働く人々が相互に支え合う仕組みである被用者保険の「被用者」の範囲の線引きについて、雇用保険の適用拡大の施行状況等も慎重に見極めながら、さらに検討を行う必要がある。

● 賃金要件について

月額賃金8.8万円以上とする賃金要件については、撤廃する方向で概ね意見が一致した。最低賃金の動向を踏まえて、引き続き撤廃の時期等を検討する。

（理由）

- ・賃金要件が就業調整の基準（いわゆる「106万円の壁」）として意識されている。
- ・最低賃金の引上げに伴い、週所定労働時間20時間以上とする労働時間要件を満たせば賃金要件を満たす地域や事業所が増加している。

● 学生除外要件について

今回の改正案においては見直さない。

（理由）

- ・就業年数の限られる学生を被用者保険の適用対象とする意義は小さい。
- ・適用対象とする場合、学生に係る実務が煩雑になる。

●企業規模要件について

今回の改正案において撤廃する。

※併せて、事業所における事務負担や経営への影響、保険者の財政や運営への影響等に留意し、必要な配慮措置や支援策を講じる。

(理由)

この要件は経過措置であり、労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方に中立的な制度を構築する必要がある。

●個人事業所に係る被用者保険の適用範囲について

・常時5人以上の従業員を使用する個人事業所における非適用業種について

将来的に解消する方向で概ね意見が一致した。

(理由)

労働者の勤め先等に中立的な制度を構築する観点からすべて適用とすることが望ましい。

・常時5人未満の従業員を使用する個人事業所について

今回の改正案においては見直さない。

(理由)

- ・適用拡大により発生する事務負担やコスト増が経営に与える影響が大きい。
- ・対象となる事業所が非常に多く、把握することは難しいと懸念される。
- ・国民健康保険制度への影響が特に大きい。

<第3号被保険者制度を念頭に置きたいいわゆる「年収の壁」への対応>

就業調整に対応した労使間の保険料負担割合を変更できる特例について検討したが、年金部会として意見はまとまらず、政府において具体的な制度案について検討を深める必要がある。

第3号被保険者制度をめぐる論点については、国民的な議論の場が必要であるとの認識を共有した。政府には、適用拡大を進めることにより、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを着実に進めるとともに、第3号被保険者の実態も精密に分析しながら引き続き検討することを求める。

【基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（マクロ経済スライドの調整期間の一致）】

マクロ経済スライドの早期終了の措置を講じることには賛成の意見が多かったが、一方で、慎重な意見もかなりあり、年金部会としての意見はまとまらなかった。

(具体的な提案)

デフレ経済が継続した過去30年の状況を投影した経済前提を中心に試算し、国民年金と厚生年金それぞれの財政均衡を維持した上で、報酬比例部分（2階）のマクロ経済スライドを継続し、基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）の調整期間を一致させる（図1）。さらに、公的年金全体で給付調整を早期に終了させるため、現行の被保険者数の人数割に加え積立金も勘案して基礎年金拠出金の算定方法を変更する。

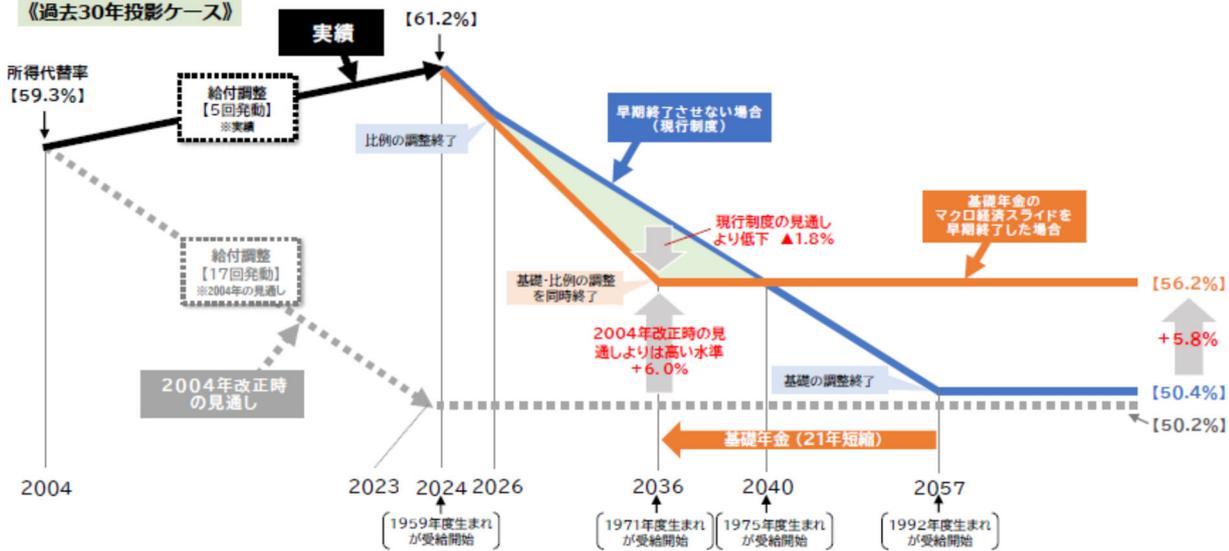
(今後の対応)

政府においては保険料や積立金の使途を明確にして、基礎年金をめぐる仕組みの透明性の向上を図り、国民にわかりやすく丁寧に説明し、課題についての関係者の理解に努める。あわせて、将来の水準確保に向けマクロ経済スライドの早期終了の措置に関して、過去30年投影ケースを前提とした経済が好調に推移しない場合に発動されうる備えとしての位置づけの下、さらに検討を深めるべきである。

<図1> 基礎年金と報酬比例部分の調整期間を一致させた場合の所得代替率の推移

<所得代替率の推移のイメージ>

《過去30年投影ケース》



【出所】令和6年財政検証(過去30年投影ケース)、平成16年財政再計算(基準ケース)

【高齢期前の遺族年金制度の見直し】

●20歳代～50歳代の子のない配偶者の遺族厚生年金について

男女ともに40歳未満を対象に原則5年の有期給付とすることで年齢要件に係る男女差を解消し、その後20年程度かけて40歳未満を60歳未満に引き上げる。所得状況や障害の状態によっては原則5年間の有期給付が終了した以降も65歳到達まで給付を継続する。

有期給付化に伴う配慮措置

- ① 配偶者の死亡に伴う年金記録分割の導入（死亡分割により遺族の老齢厚生年金を充実）
- ② 生計維持要件のうち収入要件（850万円未満）の撤廃
- ③ 有期給付加算（死亡者の老齢厚生年金の1/4相当額）の実施

●20歳代～50歳代の子のある配偶者の遺族厚生年金について

20歳代～50歳代の配偶者について、子が18歳に到達する年度末に遺族基礎年金が失権した後も原則5年間の有期給付を受給でき、所得状況や障害の状態に応じてその後も継続して受給できるようにする。

女性だけが対象の中高齢寡婦加算は段階的に通減させ措置を終了する。なお、施行日前に受給している場合は通減させない。

●遺族基礎年金について

生計を同じくする父または母があることによる、子に対する遺族基礎年金の支給停止規定を見直す。

寡婦年金については、将来的に廃止することを含めて引き続き検討を行う。死亡一時金についても検討を行う。

年金部会では子の加算について、対象となる子には国内居住要件を設定することで概ね意見が一致した。また、配偶者に係る加給年金については、将来的に廃止することを含めて見直す方向で意見が一致した。

◆2025年1月6日から「オンライン事業所年金情報サービス」の利用者が拡大

日本年金機構では、毎月の社会保険料額等の社会保険に関する情報や、一部の通知をデータで提供する「オンライン事業所年金情報サービス」を実施している。これまでは、GビズIDを持っている事業主のみが利用可能だったが、2025年1月6日からは、GビズIDがなくても電子証明書を持っている事業主や、社会保険労務士も利用できるようになった(表1)。

<表1> 2025年1月6日からの新サービスの概要

対象者	内容
事業主	GビズIDを持っていない場合でも電子証明書をもっていれば、オンライン事業所年金情報サービスを利用できる。
社会保険労務士	届書作成用の被保険者データを受け取ることができる。委託関係の確認のため提出代行証明書を添付し、データが必要な都度申し込みを行うことが必要。

◆厚労省の年金広報活動が「ISSA Good Practice Award Asia and the Pacific 2024」の特別優秀賞等を受賞

厚生労働省の年金広報の取り組みが、昨年12月3～5日の国際社会保障協会（ISSA）のアジア・太平洋地域社会保障フォーラムにおいて、「ISSA Good Practice Award Asia and the Pacific 2024」の特別優秀賞と優秀賞を受賞した。

国際社会保障協会は、年金、医療、労災等の社会保障制度を運営する機関や政府部局等から構成される非営利国際機関で、世界の社会保障の発展のため、主に実務に関する情報の蓄積と提供、加盟機関相互の優れた取り組みに関する情報交換が可能となるような会議の開催などを行っている。

その一環として行われる「ISSA Good Practice Award」は、ISSAが、同組織に加盟する機関・団体を対象に社会保障分野における優れた取り組みを表彰するもの。世界の4つの地域ごとに3年に一度行われ、各地域のISSA地域社会保障フォーラムで発表される。

今回はアジア太平洋地域21か国・地域の34の政府機関から187件の応募があり、その中から、厚生労働省年金局の「公的年金シミュレーター」(https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html)が特別優秀賞、「社会保険適用拡大特設サイト」(<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>)が優秀賞を受賞した。厚生労働省の年金広報活動は今回で2度目の受賞。

◆2024年10月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.2%

厚生労働省は昨年12月20日、2024年10月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年10月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.5ポイント増の83.2%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は775万月で、納付月数は645万月。

【2022年10月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.6ポイント増の84.3%であった。納付対象月数は758万月で、納付月数は639万月。

【2023年10月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は82.2%であった。納付対象月数は766万月で、納付月数は630万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.2%、2年経過納付率で島根県の92.4%、1年経過納付率で新潟県の90.2%となった。